

Ⅲ 公務災害防止対策実施報告書について

1 公務災害防止対策実施報告書の提出について

職員に公務災害が発生した場合には、職場においては、同様の事故を防ぐために、事故の原因となったものを取り除いたり、職員同士で話し合うなどの公務災害の防止対策を実施するようにしてください。

対策実施後は、実施した内容を「公務災害防止対策実施報告書」に記入して、任命権者を通して基金高知県支部まで報告してください。

2 報告書の記載例

公務災害防止対策実施報告書の記載例は、次のページのとおりです。

なお、各学校と県の知事部局は、報告書のあて先や提出時期等に違いがありますので、それぞれの様式を使用してください。

公務災害・通勤災害の事例や防止対策については、以下のホームページ等も参考にしてください。

地方公務員災害補償基金（ <http://www.chikousai.jp/> ）並びに各支部

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会（ <http://www.jalsha.or.jp/> ）

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」（ <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/> ）

